

「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0841）（案）」及び
「LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案」
に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

平成 26 年 1 月 9 日
液化石油ガス規格委員会
委員長 坪井 孝夫

この度、液化石油ガス規格委員会が作成を行っている「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0841）（案）」及び「LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案」についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、液化石油ガス規格委員会において審議し、別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめました。なお、ご意見を受けて制定案の修正を実施した箇所につきましては、書面投票による採決を実施し、可決されたものとなっております。ご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：4 件

2. 対応

今回いただいたご意見に対する考え方・対応内容を別添 1 及び別添 2 のとおり整理し、平成 25 年 12 月 12 日（木）に開催した液化石油ガス規格委員会において審議した結果、了承されました。なお、別添 1 に係る制定案の修正については、平成 25 年 12 月 13 日（金）から平成 25 年 12 月 27 日（金）までの期間において書面投票を実施した結果、委員全員の賛成により可決されたものとなっております。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 市川、原

TEL：03-3436-6108

FAX：03-3438-4163

e-mail：lpg@khk.or.jp

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）

に寄せられた意見に対する対応

（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
1	<p>2.2.5.4. 設備工事等作業に係るその他注意事項 2.3.4 f) 作業計画の作成</p> <p>（意見） 液化石油ガスの漏えいが発生した場合、通報の対象が、警察・消防機関しか、記載がない。都道府県等の関係機関も追加するべきではないでしょうか。</p> <p>（理由） 警察・消防としか記載がないことで、高圧ガス保安法、LP法の事故の届出が、本来所管している、都道府県等に報告されないおそれがあるため。</p>	<p>ご指摘のとおり「都道府県等の関係機関」を追加します。なお、ご指摘を踏まえた修正案は別紙のとおりです。</p>	
2	<p>2.2.6 作業計画の周知及び訓練</p> <p>（意見） 訓練の実施については、どういった内容の工事が対象として必要なのか、具体的に明記すべきではないでしょうか？</p>	<p>告示検査前作業については、バルク貯槽の設置環境や消費先のガス消費量等の各種条件に応じてケースバイケースの対応が求められるものと想定されますが、現段階においては、告示検査に係る運用実績は報告されておりませんので、訓練が必要と考えられる作業内容の特定は困難な状況にあります。このため、今回頂いたご意見に</p>	

		つきましては、今後の運用実績を踏まえた上で、液化石油ガス規格委員会等において検討を行うことといたします。	
3	<p>2.2.8 撤去工事、仮設工事及び再設置工事</p> <p>(意見)</p> <p>バルク貯槽移送基準「KHKS0840」の高圧法液石則での位置付けの整理が必要と考える。移送基準は、もともと緊急時対応を目的に制定され、告示検査前にも適用されるように改訂されているが、緊急時対応について、バルク貯槽を移動することは、液石則の移動の基準の対象ではなく、今時点でも問題になっているため。(要望)</p>	<p>LP ガスバルク貯槽移送基準 (KHKS0840) については、平成 17 年 6 月の制定及び平成 24 年 9 月の改正の際、国に対して高圧ガス保安法の解釈上問題がないかを確認し、その都度問題がない旨の回答を頂いた上で発行したものとっております。</p>	

別紙

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）（案）（新旧対照表）

修正案	現行制定案
<p>2.2.5.4 設備工事等作業に係るその他注意事項</p> <p>次の a) から c) までに掲げる内容について定めたもの</p> <p>a) ～b) （略）</p> <p>c) <u>都道府県、警察、消防等の関係機関</u>への通報</p> <p>設備工事等作業の実施中に液化石油ガスの漏えいが発生した場合において、直ちに<u>都道府県、警察、消防等の関係機関</u>に通報し、協力を要請するための体制について定めたもの</p>	<p>2.2.5.4 設備工事等作業に係るその他注意事項</p> <p>次の a) から c) までに掲げる内容について定めたもの</p> <p>a) ～b) （略）</p> <p>c) <u>警察・消防機関</u>への通報</p> <p>設備工事等作業の実施中に液化石油ガスの漏えいが発生した場合において、直ちに<u>警察・消防機関</u>に通報し、協力を要請するための体制について定めたもの</p>
<p>2.3.4 作業計画の作成</p> <p>安全弁を交換用安全弁に交換する作業（以下「安全弁交換作業」という。）を計画的かつ確実に行うため、当該交換作業の手順、保安管理体制、安全弁交換作業を実施する者（以下「交換業者」という。）の選任、所要資材を考慮した実施スケジュールなど、次の a) から g) までに掲げる内容を記載した作業計画をあらかじめ作成する。</p> <p>a) ～e) （略）</p> <p>f) <u>都道府県、警察、消防等の関係機関</u>への通報</p> <p>安全弁交換作業の実施中に液化石油ガスの漏えいが発生した場合において、直ちに<u>都道府県、警察、消防等の関係機関</u>に通報し、協力を要請するための体制について定めたもの</p>	<p>2.3.4 作業計画の作成</p> <p>安全弁を交換用安全弁に交換する作業（以下「安全弁交換作業」という。）を計画的かつ確実に行うため、当該交換作業の手順、保安管理体制、安全弁交換作業を実施する者（以下「交換業者」という。）の選任、所要資材を考慮した実施スケジュールなど、次の a) から g) までに掲げる内容を記載した作業計画をあらかじめ作成する。</p> <p>a) ～e) （略）</p> <p>f) <u>警察・消防機関</u>への通報</p> <p>安全弁交換作業の実施中に液化石油ガスの漏えいが発生した場合において、直ちに<u>警察・消防機関</u>に通報し、協力を要請するための体制について定めたもの</p>

LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案に寄せられた意見に対する対応
（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
1	2.1 充てん作業時の保安対策 （意見） 充てん作業時の保安対策について、帳簿として記録しておく項目ではないが、「チェックシートを作成し、記録をしておくことが望ましい」という項目を追加していただきたい。また、附属書 D の表 D.1 の例にあるように、充てん作業時の保安対策についても、チェックシート様式を新たに作成していただきたい。（要望）	今回頂いたご要望については、今後液化石油ガス規格委員会等で検討を行い、自主保安として実施することが望ましいレベルを明確にした上で、次回改正までに結論を出したいと思います。	